

17 入所後のお願い

◆ 家庭の状況・認定の内容に変更があった場合

市内転居、就職・転職・退職、育休からの復職、出産・婚姻・離婚など、家庭の状況や認定内容に変更が生じた場合には、変更内容に応じた書類を提出する必要があります。

144ページの「入所後に家庭の状況や教育・保育給付認定の変更があった場合の必要書類」を参考に、保育課または在所する施設に『家庭状況変更届出書』(変更内容により必要書類を添付)や認定の変更申請書類をご提出ください。また、転所申請をしている方は、『利用調整(入所・転所)申請事項変更届』の提出が必要となる場合があります。

【保育園を長期欠席する場合】

お子さんの病気やけがなどにより保育園等を長期間休む場合は、施設長にあらかじめご連絡ください。なお、欠席(休園)期間も保育料(利用者負担額)は発生します。

【在園中に保護者が退職した場合】

『家庭状況変更届出書』および『教育・保育給付認定変更申請書』を提出してください。退職後90日を経過する日が属する月の末日までに『就労証明書』等の「保育の必要な事由の証明書」を提出していただくと、継続して在所することが可能となります。

なお、当該期間内に『就労証明書』等の「保育の必要な事由の証明書」を提出されない(再就職されない等)場合、正当な理由なく届出を怠っていた場合には、退所となります。

【在園中に保護者が新規に起業又は開業した場合】

『家庭状況変更届出書』および『就労証明書』並びに『起業又は開業したことがわかる書類』を提出してください。また、個人事業主の場合、開業した月の翌月中に『家庭状況変更届出書』および『1か月の売上がわかる書類』を提出してください。

なお、『売上がりわかる書類』が提出できない場合、事業を営んでいることがわかる資料をご提出いただきます。正当な理由がなく、関係書類の提出を拒否した場合、退所となる場合がございます。

【産前産後休暇・育児休業に入る場合】

① 出産前(認定事由:「労働」⇒「妊娠・出産」)

必要書類:『家庭状況変更届出書』、『教育・保育給付認定変更申請書』、母子手帳等(母の氏名・出産予定日がわかるもの)の写し
⇒ 認定変更該当月の前月末日までに提出

② 出産後

・育児休業を取得する場合(認定事由:「妊娠・出産」⇒「育児休業」)

必要書類:『家庭状況変更届出書』、『就労証明書』(産休・育休欄の記載が必要なため、産後に取得してください)、『教育・保育給付認定変更申請書』
⇒ 出産後から「妊娠・出産」認定期間終了日までに提出

・育児休業を取得しない場合(認定事由:「妊娠・出産」⇒「労働」)

必要書類:『教育・保育給付認定変更申請書』
⇒ 出産後おおむね1か月以内に提出

『家庭状況変更届出書』、『就労証明書』(産休から復職後に取得してください)

⇒ 復職後すみやかに提出

◆ 出産に伴う在所児童(兄姉)※の取り扱いについて

※ 在所児童(兄姉)とは、出産日より前に入所したお子さんをいいます。

○育児休業制度を利用する場合(出産後、『家庭状況変更届出書』と育児休業期間が記載された『就労証明書』を提出してください)

・出産時に在所児童(兄姉)が1～5歳児クラス

⇒兄姉は、卒園まで在所可能です。

・出産時に在所児童(兄姉)が0歳児クラス

⇒兄姉は、原則、出生児童が1歳となる年度の翌年度の4月末まで在所可能です。

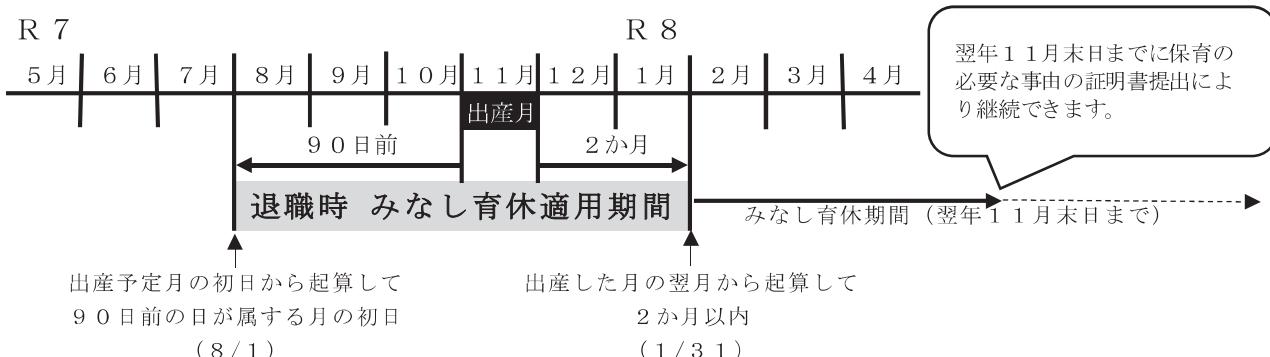
○出産に伴い退職する場合(以下、「みなし育休」という)

出産後に復職の意思がある場合に限り、退職日が出産予定月の初日から起算して90日前の日が属する月の初日以降、出産した月の翌月から起算して2か月以内の期間であれば、出生児童が1歳となる月の末日まで、兄姉は在所可能となります。在所可能期間中に、『就労証明書』を提出してください。

それ以前の退職については、切迫早産等、医師の診断などにより安静等が必要と確認できる場合に限り、みなし育休の適用が認められることがありますので、事前にご相談ください。

【例】母の出産に伴う兄姉の在所要件

① みなし育休が適用される場合



【上記例の場合】出産予定月:令和7年11月

出産予定月の初日から起算して90日前の日:令和7年8月3日

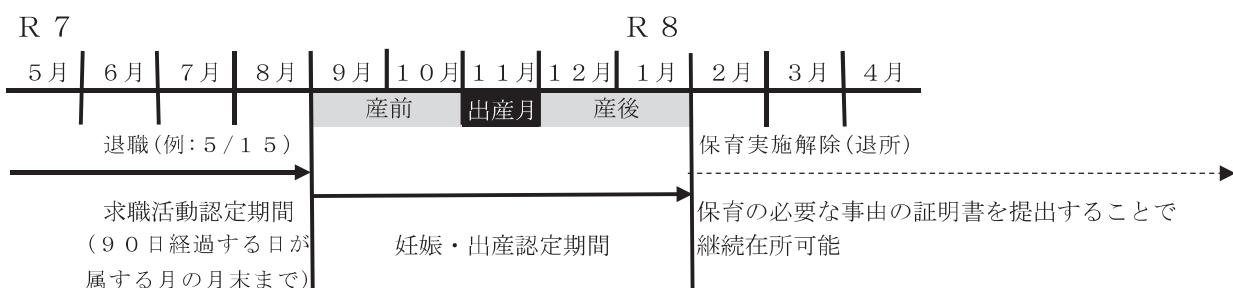
出産予定月の初日から起算して90日前の日が属する月の初日:令和7年8月1日

出産した月の翌月から起算して2か月以内:令和8年1月31日まで

⇒令和7年8月1日～令和8年1月31日の間の退職であれば、

令和8年11月30日まで兄姉は在所可能(みなし育休)

② みなし育休が適用されない場合



【上記例の場合】出産予定月:令和7年11月

退職日:令和7年5月15日

⇒①の例から、令和7年8月1日～令和8年1月31日の間の退職であれば、みなし育休適用可能だが、適用可能期間外での退職のため、みなし育休は適用不可

求職活動認定:令和7年6月1日～8月31日(退職日から90日経過する日が属する月の月末まで)

妊娠・出産認定:令和7年9月～令和8年1月(出産月及び産前2か月、産後2か月の5か月間)

⇒令和8年1月31日まで兄姉は在所可能